

議第百二十三号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表中二十七の三の項を二十七の五の項とし、二十七の二の項を二十七の四の項とし、二十七の項の次に次のように加える。

<p>二十七の二 法第六十条の二の二第一項第二号に規定する居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率等に係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境向上用途誘導地区内建築物建蔽率等制限特例許可申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>一六〇、〇〇〇</p>
<p>二十七の三 法第六十条の二の二第三項ただし書に規定する居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境向上用途誘導地区内建築物高さ制限特例許可申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>一六〇、〇〇〇</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内建築物建蔽率等制限特例許可申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。